



障 障 発 0 3 1 6 第 2 号  
平 成 2 3 年 3 月 1 6 日

各 { 都道府県  
指定都市  
中核市 } 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長



重症心身障害児（者）通園事業における「東北地方太平洋沖地震」の  
障害児（者）被災者に対する支援について

東北地方太平洋沖地震によって被災した重症心身障害児（者）通園事業の  
利用者への対応については、実施機関において被災の状況等を勘案し、利用  
料等の減免の措置を講じて差し支えないものとし、当該減免に要する費用に  
ついては、国庫補助の対象とすることとしたのでよろしくお取り計らい願  
いたい。

なお、この減免措置を講ずることができる期間については、3月限りとし、  
4月以降の取扱いについては別途通知することとする。